

## 知立市省力化等設備導入支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受ける中小企業等が、市内の事業所において省力化又は効率化（以下「省力化等」という。）により生産性の向上に資する設備の導入を補助し、経営基盤の強化を図ることを目的として交付する知立市省力化等設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中堅企業者及び中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する中小企業者であつて、個人事業主を除くものをいう。
- (2) みなし大企業 中小企業等であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等を除く企業をいう。以下同じ。）が所有している者
  - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
  - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでのいずれかに該当する者が所有している者
  - オ アからウまでのいずれかに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

### (補助要件)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助対象者、補助対象期間、補助対象経費、補助率、補助限度額等に関する事項については、別表に掲げるとおりとする。

### (補助事業の認定)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、設備を発注する日の前日までに補助事業認定申請書（様式第1）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について、審査等を行い、適当と認めるときは補助事業認定通知書（様式第2）により、適当でないとしたときは補助事業不認定通知書（様式第3）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（認定の条件）

第5条 市長は、前条に係る認定にあたって、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（認定の変更）

第6条 第4条第2項の規定による認定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定を受けた補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、速やかに補助事業変更認定申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について、審査等を行い、変更が適当と認めるときは、補助事業変更認定通知書（様式第5）により補助事業者に通ずるものとする。

（認定の取消し）

第7条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該認定を取り消し、補助事業認定取消通知書（様式第6）により、当該補助事業者に通ずる。

- (1) 第3条に規定する補助要件に該当しなくなったとき。
- (2) 認定を受けた補助事業の内容に著しい変更があったとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
- (4) 市との信頼関係が著しく損なわれ、又は社会的に非難される行為を行ったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

（事業の廃止）

第8条 補助事業者は、第4条第2項の規定による認定を受けた補助対象事業を廃止しようとするときは、補助事業廃止届出書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書が提出されたときは、当該補助事業に係る認定は無かつたものと

する。

(交付申請及び実績報告)

第9条 補助事業者は、別表に定める補助対象期間までに補助事業を完了し、補助金交付申請書(様式第8)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出をもって、規則第10条の規定による実績報告書の提出があったものとみなす。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは規則第6条の補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定による交付決定を受けた補助事業者の請求により交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、補助事業交付決定取消通知書(様式第9)により、当該補助事業者に通知する。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱又は規則の規定に違反したとき。

(3) 補助事業が不適切に実施されているとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が不相当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しをしたときは、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。この場合において、補助事業者に対し、知立市企業立地促進条例施行規則(令和4年知立市規則第3号)第11条の規定を準用し、加算金及び遅延利息を納付させることができる。

(調査等)

第13条 市長は、補助事業者に対し、必要な事項について調査し、又は報告を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した資産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年

大蔵省令第15号)に定める期間を経過したときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条から第14条までの規定については、なお従前の例による。

別表（第3条、第9条関係）

補助対象事業	補助対象者が自己の事業の生産性向上を図るために実施する、機械装置等設備の導入に係る事業。
補助対象者	次のいずれにも該当する中小企業等。 (1) 市内に事業所を有すること (2) みなし大企業でないこと (3) 風俗関連事業、政治・宗教関連事業等を営む者でないこと (4) 知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと (5) 市税を滞納していないこと
補助対象期間	令和8年4月1日から令和9年2月19日までとし、期間内に補助対象経費を精算し、交付申請書の提出が完了していること。
補助対象経費	市内事業所に導入する、次のいずれにも該当する設備本体及び関連機器の取得費用。ただし、構築物、ソフトウェア、汎用性の高い設備、リース設備、中古設備等は除く。 (1) 固定資産税（償却資産）の対象となる機械装置等であること (2) 現状と比較して、生産性向上が図られること (3) 本体価格が300万円以上（消費税相当額を除く）であること (4) 市からその他の補助金等を受けていないこと (5) 国から補助金等を受けていないこと
補助率	補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）
補助限度額	400万円